

令和8年6月4日宣告

令和7年（わ）第908号 殺人被告事件

主 文

被告人を拘禁刑13年に処する。

未決勾留日数中200日をその刑に算入する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、以前から実兄である被害者との関係が悪く、被害者に対して怒りや不満を感じていたところ、令和7年7月12日、福岡県太宰府市 ab 丁目 c 番 d 号の被告人方に来訪した被害者の言動を契機に被害者に対する感情が爆発し、同日午後10時30分頃から同日午後10時38分頃までの間に、同被告人方玄関先において、被害者（当時57歳）に対し、殺意をもって、その頭部、顔面、頸部、胸部、背部等を包丁で多数回突き刺し、よって、その頃、同所において、同人を頭部、顔面、頸部、胸部、背部等の多数の刺切創に基づく失血により死亡させて殺害した。

【証拠の標目】

省略

【法令の適用】

省略

【量刑の理由】

被告人は、被害者の枢要部を、包丁を用いて50回以上にわたって突き刺したり切りつけたりしており、最も深い刺創は深さ20cmにも及んでいる。現場に遺留された血痕の状況等からすると、被告人は、包丁が柄元から折れるほど被害者に危害を加え、被害者が路上等に逃げられない状態に至った後、2本目の包丁を台所へ取りに行き、その包丁を用いて更に被害者に危害を加えたと認められる。このようなことからすると、被告人の殺意は、突発的に生じたものではあるが強固なものである。加えて、強い力で執拗に危害を加えており、本件の犯行態様は悪質である。

被害者が受けた苦痛、その生命が奪われたという本件の結果は重大である。被害者の娘が非常に厳しい処罰感情を表明しているのも当然である。

本件に至る経緯についてみると、被告人は、以前から被害者との関係が悪かったところ、本件に近い時期には、認知症を発症し、被告人自身が介護していた母親に関する介護サービスの利用に被害者が反対していたことや、被害者が母親の口座から多額の金銭を出金していたことなどに強い不満を抱いていた。これらに加え、本件直前には被害者から被告人に対し、携帯電話を通じて、執拗かつ挑発的なメッセージが増え、被告人自身も被害者を非難するメッセージを送っていた。そのような中で、本件犯行当日、被害者が挑発的な言動をしたことが本件の契機となっている。もとより本件犯行を正当化できるようなものではないが、被害者の言動や態度にも起因する事情や経緯があったことも確かであり、本件に至る経緯、動機を短絡的に断ずるのは妥当でない。

以上のとおり、本件は強固な殺意に基づく執拗かつ悪質な犯行であるが、他方で本件に至る経緯については量刑上考慮すべき面がある。こうした事情に加え、被告人が本件犯行を認め、深い悔悟の姿勢を示していることなども考慮して、主文の刑を科すのが相当であると判断した。

(求刑一拘禁刑17年、弁護人の量刑意見一拘禁刑10年)

令和8年6月9日

福岡地方裁判所第4刑事部

裁判長裁判官 鈴 嶋 晋 一

裁判官 中 山 登

裁判官 奥 田 薫